

従軍慰安婦問題と国際法

阿部浩己

はじめに－国際法的検討の必要性

I 人道に対する罪

極東国際軍事裁判所条例5条(ハ)－「戦前又は戦時中為されたる殺戮、殲滅、奴隸的虐使、追放その他の非人道的行為、若は政治的又は人種的理由に基く迫害行為であって犯行地の国内法違反たると否とを問はず本裁判所の管轄に属する犯罪の遂行として又は之に關聯して為されたるもの」。

II 日本国による国際義務違反

(1) 「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル国際条約」

(1910年5月締結、1925年10月日本加入)

この条約により日本は、「何人タルヲ問ハス他人ノ情慾ヲ満足セシムル為醜行ヲ目的トシテ未成年ノ婦女ヲ勧誘シ誘引シ又ハ拐去シタル者」(第1条)および「何人タルヲ問ハス他人ノ情慾ヲ満足セシムル為醜行ヲ目的トシテ詐欺ニ依リ又ハ暴行、脅迫、権力濫用其ノ他一切ノ強制手段ヲ以テ成年ノ婦女ヲ勧誘シ誘引シ又ハ拐去シタル者」(第2条)を処罰する国際的義務を明白に引き受けた。

植民地除外条項(11条)は、この条約を適用する際の決定的な障害にはならない。なぜなら、「婦女ヲ勧誘シ誘引シ又ハ拐去」した起点が朝鮮半島だったとしても、そうした「勧誘・誘引・拐去」は、「醜行」地への移送中、日本の船舶内でも継続していたからである(日本の船舶は植民地ではなく、法的には、日本の領土(=内地)とみなされる)。また、強制連行が朝鮮半島で行われたとしても、それを命じた者が日本の領土内にいたということも考慮されるべきである(犯罪の教唆)。

(2) 「強制労働ニ関スル条約(ILO第29号条約)」

(1930年締結、1932年11月日本批准)

この条約において強制労働とは「或者ガ処罰ノ脅威ノ下ニ強要セラレ且右ノ者が自ラ任意ニ申出デタルニ非ザル一切ノ労務ヲ謂フ」とされる(2条1)。強制労働は「能フ限り最短キ期間内ニ」廃止されなければならない(1条1)、廃止までの間も、例外的に、しかも条約で定める種々の保障を伴う場合にのみ許容されることとされた(1条2)。それらの保障は、労働従事者の限定(未成年者や中高年者、女性の除外)、労働期間と労働時間の限定、相当な報酬の保障、労働災害への補償、健康の保持などかなり多岐にわたっている。また私人に強制労働を許可することも明文で禁止されている(4条)。

(3) 奴隷制の禁止 (慣習国際法)

軍法・非軍法、身分規定、契約関係などいっさいの法令が適用されず、完全な無権利状態におかれていた従軍慰安婦は、まさに「モノ」同然の扱いを受けていたと見てよく、したがってそこには伝統的な意味における奴隷制の禁止でさえ適用される余地があった。

(4) 陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約 (1907年締結、1911年日本批准)

日本は、交戦国として、占領地において「家ノ名誉及権利、個人ノ生命、私有財産」を尊重する義務を負っていた。

Cf. スマラン慰安婦事件…オランダ人慰安婦問題に関するバダビア軍事法廷判決

III 請求権

(1) 前提的問題

1965年に締結された日韓請求権協定2条によれば、両国(民)間の請求権問題はすでに「完全かつ最終的に解決された」ものとされている。しかし、この協定によって消滅したのは国家の請求権(=外交保護権)にすぎず、国民の請求権は残存していると理解すべきである。

また、国際不法行為の(消滅)時効について定める法規は存在しない。

(2) 条約・慣習法の直接適用可能性をめぐる問題

「醜業」を強要した者の処罰を依然として行っていないということ(国家の不作為)が条約1、2条の課す義務に抵触する、との宣言を裁判所に求めることは不可能ではあるまい。強制労働条約については、「醜業」条約に増して多くの条項を直接適用可能と判断できるのではないか。ことに女性に強制労働を禁ずる11条などは、日本の行為の違法性を認定する根拠としてこの上なく明確とは言えまいか。また、ハーグ陸戦法規については、家の名誉・権利、個人の生命が尊重されなかったこと、奴隷制禁止規範については、まさに奴隷制そのものが禁止されなかったこと、につき、それぞれ、国際法違反の認定が可能であろう。

のみならず、国際義務違反ということの法的帰結として、損害を被った人たちには当然、国家賠償を請求することも認められてしかるべきであろう。

むすび — 正義の実現・回復

従軍慰安婦問題と国際法

阿部浩己

はじめに — 国際法違反はあったのか

白日のもとにさらされる醜惡な事実を真正面から見据えることは、日本に課された最低限の責務にほかならない。それは道義的、政治的責務であると同時に、なにより法的な義務でもある。日本政府は、「補償に代わる措置」を提案することなどによって従軍慰安婦問題の法的側面を巧みに回避しようとしてきた。しかしこの問題には、明らかに、検討されるべき法的側面が備わっている。多くの人間を性的奴隷・非人間的労働に駆り立てた一連の行為は、国際法規範に照らしてみると、どう評価されるのか。この点の検証ぬきに日本の戦後責任問題に決着をつけることはできない。

I 人道に対する罪

「人道に対する罪」は、第2次大戦後、ニュルンベルク国際軍事裁判所条例において初めて実定化された。極東国際軍事裁判所条例でも踏襲されたこの国際犯罪は、同条例5条(ハ)によればつぎのように定義される — 「戦前又は戦時中為されたる殺戮、殲滅、奴隷的虐待、追放その他の非人道的行為」若は政治的又は人種的理由に基く迫害行為であつて犯行地の国内法違反たると否とを問はず本裁判所の管轄に属する犯罪の遂行として又は之に關聯して為されたるもの」。

その成立と時効をめぐる問題がクリアされるのであれば、従軍慰安婦問題に関して、人道に対する罪を根拠に個人の責任を追及することは現在でもできるのではないか(ただし、実施立法必要)。

II 日本国による国際義務違反

(1) 「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル国際条約」

(1910年5月締結。1925年10月日本加入)

この条約により日本は、「何人タルヲ問ハス他人ノ情慾ヲ満足セシムル為醜行ヲ目的トシテ未成年ノ婦女ヲ勧誘シ誘引シ又ハ拐去シタル者」(第1条)および「何人タルヲ問ハス他人ノ情慾ヲ満足セシムル為醜行ヲ目的トシテ詐欺ニ依リ又ハ暴行、脅迫、権力濫用其ノ他一切ノ強制手段ヲ以テ成年ノ婦女ヲ勧誘シ誘引シ又ハ拐去シタル者」(第2条)を処罰する国際的義務を明白に引き受けた。したがって、日本政府は、女性を従軍慰安婦に駆り立てた者を、いかなる者であれ処罰してしかるべきではないのか。それを怠っているとすれば、それは日本国による条約義務違反ではないのか。

なお、植民地除外条項(11条)は、必ずしもこの条約を適用する際の決定的な障害に

はならない。なぜなら、「婦女ヲ勧誘シ誘引シ又ハ拐去」した起点が朝鮮半島だったとしても、そうした「勧誘・誘引・拐去」は、「醜行」地への移送中、日本の船舶内でも継続していたからである（日本の船舶は植民地ではなく、法的には、日本の領土（＝内地）とみなされる）。また、戸塚悦朗弁護士の示唆するとおり、強制連行が朝鮮半島で行われたとしても、それを命じた者が日本の領土内にいたということも考慮されるべきである（犯罪の教唆）。

※同じく、当時日本を拘束していた「婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル国際条約」違反の可能性も考えられる。

(2) 「強制労働ニ関スル条約（ILO第29号条約）」

（1930年締結。1932年11月日本批准）

この条約において強制労働とは「或者ガ処罰ノ脅威ノ下ニ強要セラレ且右ノ者ガ自ラ任意ニ申出デタルニ非ザル一切ノ労務ヲ謂フ」とされる（2条1）。強制労働は「能フ限り最短キ期間内ニ」廃止されなければならない（1条1）、廃止までの間も、例外的に、しかも条約で定める種々の保障を伴う場合にのみ許容されることとされた（1条2）。それらの保障は、労働従事者の限定（未成年者や中高年者、女性の除外）、労働期間と労働時間の限定、相当な報酬の保障、労働災害への補償、健康の保持などかなり多岐にわたっている。また私人に強制労働を許可することも明文で禁止されている（4条）。

従軍慰安婦問題は、これらの条約規定と抵触するのではないのか。

(3) 奴隷制の禁止（慣習国際法）

現代的形態の奴隷制には、明らかに、債務奴隷、農奴、人身売買などが含まれる。しかし、第2次大戦期においては、伝統的な財産奴隷のみが禁止されていたのかもしれない（1926年の奴隷条約参照）。ただそうだとすると、軍法・非軍法、身分規定、契約関係などいっさいの法令が適用されず、完全な無権利状態におかれていた従軍慰安婦は、まさに「モノ」同然の扱いを受けていたといつてよく、したがってそこには伝統的な意味における奴隷制の禁止でさえ適用される余地があったのではないのか。

(4) 陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約

（1907年締結、1911年日本批准）

日本は、交戦国として、占領地において「家ノ名譽及權利、個人ノ生命、私有財産」を尊重すべき義務を負っていた（陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則（6条））。従軍慰安婦問題は、この規定とも抵触するのではないのか。

Cf. スマラン慰安婦事件…オランダ人慰安婦問題に関するバダビア軍事法廷判決

III 求女済

日本国による条約・慣習法違反を日本の裁判所に訴えてその是正・救済をはかることは可能なのか。

(1) 前提的問題

1965年に締結された日韓請求権協定2条によれば、両国（民）間の請求権問題はすでに「完全かつ最終的に解決された」ものとされている。日韓の問題はすべて法的に決着済み、という政府の見解に見られるように、この種の規定は「相手国に対するいっさいの自国民の請求権を実質的にどのような意味でも消滅させる」ものと広く解されてきた。この見解に従うならば、裁判を通じて日本政府の戦後責任を追及する途はそもそも韓国人には閉ざされているということになる。

しかし、このような見解を採用することは適当でない。協定によって消滅したのは国家の請求権（＝外交保護権）にすぎず、国民の請求権は残存していると理解すべきである。このことは、政府自身が、矛盾するようではあるが、次のように認めているとおりである。「いわゆる日韓請求権協定におきまして両国間の請求権の問題は最終かつ完全に解決したわけでございます。その意味するところでございますが…これは日韓両国が国家として持っております外交保護権を相互に放棄したということでございます」（もとより、朝鮮民主主義人民共和国との間では請求権協定が結ばれていないことにも留意しておく必要がある）。

第2の問題は、時効の問題である。国際法違反があつたにしても、すでに半世紀も経っているのだから、時効が成立しているのではないか。こういった懸念が生じるかもしれない。確かに、国際不法行為の（消滅）時効について定める法規そのものは存在しないとは言え、余りに長い時間が経過し、事実の立証にあたって被告側が明らかに不利な立場におかれる場合、裁判において時効の援用が認められることがありうる。けれども日本の戦後責任については、証拠の提出などにあたって被告側（国）がことさら不利な立場におかれるわけではない。むしろ実際はその逆で、時の経過によって不利になるのは原告の方である。そうである以上、このケースにおいては時効の成立いかんは余り大きな問題にはならないと言って差し支えない。

(2) 条約・慣習法の直接適用可能性をめぐる問題

「醜業」条約や強制労働条約は—国際的に日本を拘束し、かつ国内的効力をもってきたことが間違いないにしても—そもそも国内裁判所で適用しうるものなのか。

まず「醜業」条約について見ると、その1、2条は、締約国に対して、婦女子に「醜業」を強要した者の処罰を求めている。ところが日本では、女性を従軍慰安婦に駆り立てた者の処罰はいまだかつてなされていない。そこで条約1、2条に直接依拠しつつ、国にそうした者の処罰を求める訴訟を提起しようとするむきも出てくるかもしれない。しかし、それは無謀である。当該条項は、処罰に際して明らかに国内法の介在を必要としている。つまり、それ自体で処罰を可能ならしめるほど明確なものではないのだ。

ただその反面、「醜業」を強要した者の処罰を依然として行っていないということ（国家の不作为）が条約1、2条の課す義務に抵触する、との宣言を裁判所に求めることは不

可能ではあるまい。強制労働条約については、「醜業」条約に増して多くの条項を直接適用可能と判断できるのではないか。ことに女性に強制労働を禁ずる11条などは、日本の行為の違法性を認定する根拠としてこの上なく明確とは言えまいか。

また、ハーグ陸戦法規については、家の名誉・権利、個人の生命が尊重されなかったこと、奴隷制禁止規範については、まさに奴隷制そのものが禁止されなかったこと、につき、それぞれ、国際法違反の認定が可能であろう。

「国家に対する請求の根拠」ではなく、「国家の行為（不作為）の違法性認定の根拠」ということであれば、当該条約（中の諸規定）・慣習法規則は明らかに十分明確で、直接適用可能であろう。それらの規定に依拠することにより、裁判所は日本の国際義務違反を認定することができるのではないか。のみならず、国際義務違反ということの法的帰結として、損害を被った人たちには当然、国家賠償を請求することも認められてしかるべきことになろう。

国家賠償の請求

国家賠償の請求

むすび

冷戦の終結によって到来した新しい時代は、「正義の実現・回復」にきわめて敏感である。このことは日本の戦後責任問題にもあてはまる。人道に対する罪に手を染めた人びとの責任を明らかにすることは、失われた正義を回復する上で、本来的に不可欠なことである。だが極東国際軍事裁判がまさにそうであったように、この国では人道に対する罪を追及する姿勢が余りに稀薄であった。そのことと、日本の戦後処理がこれほどまでに歪んでしまったこととは決して無縁ではない。

むろん元従軍慰安婦など被害者の側からすれば、責任者個人の処罰がなされたとしても、それだけでは不十分であろう。現実には、国家による陳謝や賠償、各種アフターケアの提供などが、より一層必要とされよう。その際、抜本的な措置を求めるのであれば、国家の法的責任を明確化することは当然不可欠となる。国際法にもとづき、日本の行状が改めて問われ直さなくてはならない。

国際人権法の最高権威、テオ・ファンボーベン教授の手による研究（「人権と基本的自由の重大な侵害の被害者が賠償、補償、更生を求める権利についての研究」）に見られるように、「正義の実現・回復」をめざすポスト冷戦期の国際法は、被害者の救済という側面でも急速に発展しつつある。まさにその最先端を担う日本の戦後補償問題には、世界の大きな関心と期待が寄せられている。わたしたちは、そのことも銘記しておくべきである。

